

地区社会福祉士会代表者 各位

公益社団法人東京社会福祉士会
立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部
部長 生駒 友一

2023年度立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部
支部設立の申請手続きについて

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は本会の事業運営にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度本会では罪を犯した過去を持つ人たちが、悩み事や困りごとを抱えることなく、必要な社会資源につながりながら、安心して社会生活を送れるよう支援する地域でのネットワークづくりを創出するため、本年7月より事業推進センターに新たな事業部「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部」を創設しました。さらに、本事業部では東京都内の各地域（基礎自治体エリア、複数の基礎自治体にまたがる広域エリアなど）で実際に立ち直りを支える地域支援ネットワークづくりを展開していただけるメンバーを募り、本事業の支部としてご活動いただく枠組みを取りまとめました。

本会と都内各地区社会福祉士会（以下、地区会）は、長年相互に協力し合える体制の構築を進めてまいりました。本事業でも連携し、地域に根差した福祉実践を展開していただきたく、地区会の代表者の皆さまにご案内をいたします。本事業の目的に賛同し、立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部支部として活動を始めたい地区会は、下記の手続きをお願いします。

なお、2024年度および2025年度から支部を設立する地区会も募集予定です。いずれも2月頃にお知らせする予定です。

記

1. 申請手続

- ▼申請開始 2023年9月19日(火)～ [今年度中は随時申請を受け付けます。]
*応募が今年度の最大予定数5支部を上回った場合は、今年度の申請を締め切ります。
次年度以降の支部設立をご検討ください。
- ▼提出書類 「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部支部設立申請書」

本事業部運営細則第10条（支部）第2項「支部には支部の事務を行うため、支部長1名、副支部長若干名、会計担当者1名を置く。」の規定により、会員3名以上が集まれば支部を設立することが可能です。

2. 申請書類提出方法

- ▼郵送 [宛先] 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11福祉財団ビル5階
公益社団法人東京社会福祉士会
立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部事務局 宛
※封筒には、「事業部支部設立申請書類在中」と記載してご提出ください。

- ▼メール tachinaori@tokyo-csw.org

以上

<本件問い合わせ先>

公益社団法人東京社会福祉士会
立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部担当 木下 美緒
TEL 03-5944-8466 E-mail tachinaori@tokyo-csw.org

【参考資料】

<https://bit.ly/3RC4YVI>

